# 合併協定書

姫 路 市

夢前町

# 合 併 協 定 書

#### 1 合併の方式

合併の方式は、夢前町を廃し、その区域を姫路市に編入する編入合併とする。

#### 2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月27日とする。

#### 3 合併後の市の名称

合併後の市の名称は、姫路市とする。

#### 4 合併後の市の事務所の位置

合併後の市の事務所の位置は、姫路市安田四丁目1番地とする。

#### 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、姫路市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、姫路市の議会の議員の定数を増加し、夢前町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。この場合、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2人とする。

#### 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 夢前町の農業委員会は、姫路市の農業委員会に統合する。
- (2) 夢前町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項の 規定を適用し、5人の委員が、姫路市の農業委員会の委員の残任期間に限り、同 市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合、在任する

委員は、夢前町の農業委員会の委員の互選により定めるものとする。

#### 7 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次に掲げるものを除き、合併時に姫路市の制度に 統一する。

- (1) 法人住民税及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
  - ア 法人住民税は、夢前町区域内のみに事業所又は事務所を有する法人について は、合併年度及びこれに続く3年度間は、現行どおりとする。
  - イ 事業所税は、夢前町では合併年度及びこれに続く5年度間は、課税を免除する。
- (2) 入湯税は、合併年度は現行どおりとし、翌年度課税分から香寺町及び安富町と合併後の姫路市の制度を適用する。なお、適切な免税点を設定する。
- (3) 各税目の納期は、合併年度は現行どおりとする。
- (4) 前納報奨金及び納税貯蓄組合の事務経費奨励金は、合併年度は現行どおりとし、 翌年度課税分から廃止する。

#### 8 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 夢前町の定数内の職員及び定数外の派遣中の職員は、すべて姫路市の職員として引き継ぐ。
- (2) 引き継いだ職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、姫路市及び夢前町(以下「両市町」という。)の長が別に協議して定める。

#### 9 地域審議会等の取扱い

夢前町の区域に、合併特例法第5条の4第1項の規定により、地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

#### 10 財産の取扱い

夢前町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて姫路市に引き継ぐ。

#### 11 財産区の取扱い

夢前町の財産区は、合併後も引き続き存続する。

## 12 特別職の職員の身分の取扱い

夢前町の常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、 両市町の長が別に協議して定める。

# 13 行政組織及び機構の取扱い

- (1) 夢前町役場は、当分の間、地域事務所とする。
- (2) 地域事務所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編及び見直しを行う。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門については、原則として合併時に統合する。
- (3) 夢前町役場の支所は、当分の間、サービスセンターとする。
- (4) 夢前町に置かれている附属機関等は、各種事務事業の調整内容を踏まえ、所要 の措置を講ずる。

#### 14 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、姫路市の条例、規則等を適用する。ただし、 各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

#### 15 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合

ア くれさか環境事務組合及び中播衛生施設事務組合については、夢前町は合併 の日の前日をもって脱退し、当分の間、姫路市として合併の日に加入する。

- イ 中播農業共済事務組合については、平成17年4月1日に姫路市が加入し、 夢前町は合併の日の前日をもって脱退する。
- ウ 中播消防事務組合については、夢前町は合併の日の前日をもって脱退し、合 併の日から平成19年3月31日まで姫路市が夢前町区域に係る消防事務を同 組合に委託する。当該委託終了日をもって中播消防事務組合は解散し、同年4 月1日から同組合を組織していた町は、それぞれ姫路市に消防事務を委託する。
- エ 兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県町交通災害共済組合及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、夢前町は合併の日の前日をもって脱退する。

#### (2) 協議会

播磨中央広域行政協議会については、夢前町は合併の日の前日をもって脱退する。

(3) 機関の共同設置

中播公平委員会については、夢前町は合併の日の前日をもって脱退する。

#### 16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、合併後の姫路市の速やかな一体性を確立するため、それぞれ の実情を尊重しながら、統合整備に努める。

#### 17 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料(特別会計に係るもの及び一部事務組合に係るものを除く。)については、原則として現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料、道路占用料など両市町で共通する使用料については、姫路市の制度に統一する。
- (2) 手数料については、原則として姫路市の制度に統一する。

#### 18 補助金、交付金等の取扱い

(1) 両市町間で制度が異なる同一あるいは同種の負担金、補助金及び交付金については、姫路市の制度に統合することを基本として調整するものとする。

(2) 夢前町が単独で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して市域全体の均衡を図るよう調整するものとする。

#### 19 町名、字名の取扱い

夢前町の町名、字名については、現行どおりとし、現行の町名、字名の前に 「夢前町」を冠する。

#### 20 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に姫路市の制度に統一する。ただし、夢前町の町章、町民憲章、都市宣言、町花、町木、町歌及び功労者表彰制度は、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 町章は、地域のシンボルとして継承していく。
- イ 町民憲章は、合併後の市で地域の計画を策定する時にその趣旨を生かしてい く。
- ウ 都市宣言は、合併後の市の施策の中にその趣旨を生かしていく。
- エ 町花及び町木は、地域の推奨の花及び木として伝承していく。
- オ町歌は、地域において伝承していく。
- カ 功労者表彰制度は廃止する。ただし、夢前町における前歴は、姫路市の制度 における在職年数等に加算する。

#### 21 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 21-1 電算関係事業の取扱い

電子計算機の総合利用、システム開発等に関することについては、姫路市の制度に統一することとし、電子市役所に向けた取組を推進する。

夢前町のケーブルテレビ事業については、存続する。

#### 21-2 住民自治関係事業の取扱い

夢前町の連合自治会は、合併時に姫路市連合自治会に統合することとし、運営費補助金については、姫路市の制度に統一する。

連合婦人会の組織は、平成19年度末までに統合を目指して調整することと し、夢前町の本部への補助金は統合調整期間内に限り存続する。

防犯灯設置の助成事業は、姫路市の制度に統一する。

#### 21-3 住民生活関係事業の取扱い

戸籍、住民票など各種事務届出等に係る窓口業務については、姫路市の制度 に統一し、地域事務所及びサービスセンターにおいて実施する。

夢前町の清水谷斎場については、当分の間、存続し火葬業務及び施設使用料は現行どおりとする。ただし、人体の火葬料については、名古山斎場と同様の取扱いとする。

#### 21-4 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、原則として姫路市の制度に統一する。ただし、 夢前町の国民健康保険税は合併年度は現行どおりとし、合併翌年度から国民健 康保険料として段階的に調整し、平成22年度から姫路市の制度に統一する。

#### 21-5 介護保険事業の取扱い

介護保険料については、合併翌年度に姫路市の制度に統一する。

介護保険料の減免及び徴収猶予並びに社会福祉法人等利用者負担額減額補助 事業については、合併時に姫路市の制度に統一する。ただし、合併時までに申 請のあったものについては、現行どおり適用する。

#### 21-6 社会福祉事業の取扱い

社会福祉法人中播福祉会については、姫路市が加入し、建設償還金及び管理 運営費の負担を継続する。山之内へき地診療所については、存続する。

#### 21-7 児童福祉事業の取扱い

姫路市のすこやかセンター及び夢前町の子育て学習センターで実施している 育児相談事業等については、現行どおり実施する。ただし、合併年度及びこれ に続く2年度以内に新市として一体化が図られるように、実施方法や実施場所 を検討する。

## 21-8 高齢者福祉事業の取扱い

姫路市の高齢者バス等優待乗車助成事業については、夢前町にも適用する。 敬老祝金の支給及び敬老祝賀行事については、姫路市の制度に統一する。

夢前町の訪問理美容サービス事業については、合併年度及びこれに続く2年 度間は存続する。

夢前町の福祉自動車送迎事業については、合併後もエリア限定で実施し、合併年度及びこれに続く2年度を目途に、社会福祉協議会に引き継ぐことを踏まえて事業の実施方法を検討する。

#### 21-9 障害者福祉事業の取扱い

姫路市の障害者バス等優待乗車助成事業については、夢前町にも適用する。 障害者施設への通園費の助成については、姫路市の制度に統一するが、夢前 町の自動車による通園費の助成は、合併年度及びこれに続く2年度間は存続す る。

夢前町の心身障害児福祉年金事業については、姫路市の障害者福祉金支給事業に統合する。

#### 21-10 保育事業の取扱い

保育所保育料については、合併翌年度に姫路市の制度に統一する。

夢前町の保育所送迎バス事業については、合併年度及びその翌年度は存続する。

#### 21-11 保健事業の取扱い

姫路市保健所で実施している業務については、夢前町にも適用する。

母子及び老人の健康診査、各種がん検診、栄養指導など保健衛生業務については、姫路市の制度に統一する。ただし、夢前町の制度のうち、1歳6か月児及び3歳児健康診査精密検査、歯のフッ化物塗布並びに自治会健康推進事業については、合併年度及びこれに続く2年度間は制度を存続し、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診及び老人保健事業腹部超音波検診については、当分の間、制度を存続する。

#### 21-12 環境衛生事業の取扱い

ごみの収集については、姫路市において実施し、処理については、当分の間、 くれさか環境事務組合において実施する。

し尿の収集については、姫路市の制度に統一し、処理については、当分の間、 中播衛生施設事務組合において実施する。

生ごみ処理容器補助金及び古紙集団回収奨励金に関することについては、姫 路市の制度に統一する。

合併処理浄化槽設置に関する補助金については、姫路市の制度に統一する。 なお、具体的な内容については、合併時までに調整する。

#### 21-13 農林水産関係事業の取扱い

夢前町の森林組合に対する補助金については、合併翌年度から林業振興を図りながら、補助内容を検討のうえ、存続する。

#### 21-14 商工関係事業の取扱い

姫路商工会議所及び夢前町商工会に対する補助金については、当分の間、現 行どおりとし、合併後に調整を図る。

夢さきふるさとまつりなど夢前町の観光イベントについては、存続する。

#### 21-15 都市計画関係事業の取扱い

都市計画区域の指定については、合併時は現行どおりとし、平成20年度に 予定されている都市計画区域の区域区分見直し時に、合併後の全市域を対象に 検討を行う。

夢前町の公営住宅の家賃については、合併年度及びこれに続く3年度間で段 階的に調整を行う。

## 21-16 建設関係事業の取扱い

夢前町の既認定道路については、すべて姫路市の市道として引き継ぐ。

新たな認定については、姫路市の制度に統一する。ただし、地域特性により 一部については幅員3メートル以上とする。

道路の新設及び改良については、姫路市道路整備要綱の基準に統一するが、 合併年度及びこれに続く5年度間は、用地に限り夢前町の基準を適用すること ができる。

#### 21-17 上水道事業の取扱い

夢前町の上水道の使用料については、合併年度及びこれに続く3年度間は現行どおりとし、その後、姫路市の料金に統一する。その他の上水道の使用に関することについては、合併時に姫路市の制度に統一する。

#### 21-18 下水道事業の取扱い

夢前町の公共下水道の使用料については、合併翌年度に姫路市の使用料に統一し、分担金は現行どおりとする。

夢前町のコミュニティ・プラントの使用料及び負担金については、現行どお りとする。

#### 21-19 学校教育関係事業の取扱い

小中学校の校区及び幼稚園の通園区域については、現行どおりとする。

幼稚園の保育料については合併翌年度から姫路市の制度に統一し、入園料は 合併翌年度から廃止する。

学校給食については、当分の間、現行の方式及び料金で実施する。

学童保育園については、合併翌年度に姫路市の制度に統一する。

#### 21-20 社会教育関係事業の取扱い

成人式については、開催日、場所及び開催方法を姫路市の制度に一本化して 実施する。

公民館の使用については、当分の間、現行どおりとし、合併後に、検討・調整する。

#### 21-21 スポーツ・文化振興事業の取扱い

学校体育施設開放事業については、姫路市の制度に統一する。

各種スポーツ行事については、合併後に調整する。

夢前町の文化協会への補助金は、合併後5年を目途に縮小廃止し、姫路市文 化振興財団における文化活動助成事業への移行を図る。

#### 21-22 消防関係事業の取扱い

消防事務については、姫路市の制度に統合するが、平成19年3月31日まで夢前町の区域を中播消防事務組合に委託することとし、その間に、消防署所の整備等を行う。

消防団については、姫路市に統合することとし、平成22年度末を目途に、 夢前町の消防団定数については1分団80人を目途に見直し、分団については 1小学校区1分団制に再編する。

防災行政無線については、現行の運用を継続する。

#### 21-23 選挙関係事業の取扱い

投票所及び投票区については、当分の間、現行どおりとする。

# 21-24 その他の事務事業の取扱い

その他の事務事業については、姫路市・夢前町合併協議会での調整方針のとおりとする。

# 22 新市建設計画

合併後の市町村建設計画は、別添の「新市建設計画」に定めるところによる。

## 地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1 項の規定に基づき、合併前の夢前町の区域に地域審議会を置く。

(名称及び所管区域)

第2条 地域審議会の名称及び所管する区域(以下「所管区域」という。) は、次のとおりとする。

名 称 夢前地域審議会

所管区域 合併前の夢前町の区域

(設置期間)

- 第3条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 (所掌事務)
- 第4条 地域審議会は、所管区域に係る次に掲げる事項について、姫路市長の諮問に 応じて審議し、意見を述べる。
  - (1) 新市建設計画の変更
  - (2) 新市建設計画の執行状況
  - (3) 各種計画の策定及び変更
- 2 地域審議会は、所管区域に関し必要と認める次の事項について審議し、姫路市長に意見を述べる。
  - (1) 新市建設計画の執行状況
  - (2) その他地域の振興及び施策の実施に関する事項
- 3 姫路市長は、前2項の規定により地域審議会から意見が述べられた場合は、その 意見を尊重するものとする。

(委員の定数、選任方法及び構成)

- 第5条 地域審議会の委員の定数は、21人以内とする。
- 2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、姫路市長が委嘱する。
  - (1) 公共的団体の代表
  - (2) 地方行政に識見を有する者
  - (3) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、所管区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。 (会長及び副会長)
- 第7条 地域審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、 最初に開催する会議は、姫路市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、姫路市の例による。

(庶務)

第 10 条 地域審議会における庶務は、当該地域審議会の設置対象区域に置かれる地域事務所において処理する。

(委任)

第 11 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、姫 路市長が別に定める。 附則

(施行期日)

- 1 この協議は、平成18年3月27日から施行する。
  - (委員の任期に関する経過措置)
- 2 この協議の施行後、最初に地域審議会の委員として選任される者の任期は、第6 条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

# 調印書

姫路市及び夢前町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第25 2条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律 第6号)第3条第1項の規定に基づく姫路市・夢前町合併協議会におい て、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月8日

姫 路 市 長 石 見 利 勝

夢前町長 爲 則 政 好

# 立 会 人

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路市議会議長 西村智 夫

夢前町議会議長 振 角 利 允